

# 農園利用契約書

## （目的）

第一条 この契約書は（以下「甲」という。）が開設する  
市民農園において（以下「乙」という。）が行  
う農作業の実施に関し必要な事項を定めるものとします。

## （対象農地）

第二条 本契約の対象となる農地（以下「対象農地」という。）の  
位置及び面積は、別紙のとおりとします。

## （農作業の実施）

第三条 乙は、甲が対象農地で行う耕作の事業に必要な農作業を行  
うことができるものとします。

2 乙は、対象農地において農作物を収穫することができ、  
収穫物は乙に帰属するものとします。

3 乙は、農作業の実施に関し甲の指示があったときは、これ  
に従わなければならないものとします。

( 料金の支払 )

第四条 乙が甲に支払う料金は、年            , 0 0 0 円とします。

( 契約期間 )

第五条 本契約の期間は、1年間とします。

( 契約の解除 )

第六条 次の各号に該当するときは、甲は契約を解除することができるものとします。

( 1 ) 乙が契約の解除を申し出たとき。

( 2 ) 乙が契約に違反したとき。

( 3 ) 乙が3ヶ月にわたり農作業を行わないとき。

( 料金の不還付 )

第七条 契約が解除されたときには、乙が既に収めた料金は還付しないものとします。

ただし、次の各号に該当するときには、甲はその全部又は一部を還付することができるものとします。

( 1 ) 乙の責めに帰すべきでない理由により農作業ができなくなるとき。

( 2 ) その他甲が相当な理由があると認めたとき。

(その他)

第八条 本契約に規定されていない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとします。

平成 年 月 日

甲 住所  
氏名

乙 住所  
氏名

(本契約書は、2通作成し、それぞれ各1通を所持すること。)

## 別紙

### 農園利用の対象となる農地

#### 1 位置

2 区画番号      の面積                      m<sup>2</sup>

#### (特約)

- 1、甲は、年1回管理機にて農地の深耕を行う事とする。
- 2、乙は、農地に隣接する甲所有のロッカーを無償で利用できるものとする。但し、盗難等の場合甲に賠償責任はない。
- 3、乙は、契約期間中、農作物生産の為に牛糞堆肥を無償で費消することができるものとする。